

部員の憲章違反行為と野球部への措置の運用内規

公益財団法人日本学生野球協会
公益財団法人全日本大学野球連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟

日本学生野球協会審査室の従前の運用と本運用内規との関係

- 1 日本学生野球協会審査室は、「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反があったとして、野球部に対して対外試合禁止の処分をする目安については、これまで、①10名以上の部員が関与した場合、②違反行為の場所的要素を考慮し、③さらに、違反行為が野球部員として組織的に行われていたこと、あるいは、違反行為が反復継続的に行われていたこと等「特段の事情がある場合」を付加的要素として考慮して判断していました。
- 2 前項の日本学生野球協会審査室の運用について、憲章違反行為に関与した部員数、違反行為の場所的要素および「特段の事情がある場合」と、野球部自体に憲章義務違反が認められる場合の関係を、より具体的に示したのが本運用内規です。本運用内規は、これまでの日本学生野球協会審査室が行ってきた運用を基本的に文書化したものです。
- 3 令和5年の高校野球部の部員数は、硬式野球部において33.6人/校、軟式野球部において19.8人/校、大学野球部の部員数は76.4人/校です。

10名未満の部員が関与した「部員の憲章違反行為」であっても、野球部員数が平均的な野球部員よりも少ない野球部では、部員総数に占める割合が高い場合があります。こうした場合は、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反があったと評価すべきです。

そのため、本運用内規では、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の判断要素として、関与した部員について、部の中での占める割合と部員の人数とを共に考慮したものです。

本内規の運用に当たっての留意事項

- 1 「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められ、
 - ① 野球部に対して「対外試合禁止」の措置をとることを相当とする場合、
 - ② 野球部に対して「対外試合禁止」の措置をとる必要までは認めないが、野球部に対して「注意・嚴重注意」の措置を相当とする場合、

- ③ 野球部に憲章遵守義務違反が認められない、あるいは、憲章遵守義務違反が軽微であるため、野球部に対する措置を不要とする場合、
のいずれとするかについての判断は、「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の大小の判断となります。
- 2 総合的配慮というだけでは判断要素が抽象的であるため、本運用内規で、違反行為の部員数、違反行為の場所を、判断の基礎的要素として、判断基準を示したものです。
- 3 最終的には全ての要素を考慮して、「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の有無、義務違反の大小の判断であることという原則から逸脱してはなりません。とりわけ、部員数あるいは憲章違反行為の場所だけにとらわれて判断をすることがないように運用することに留意してください。

以上

本運用内規は令和 7(2025)年 2 月 6 日制定 令和 7(2025)年 4 月 1 日から施行する。

部員の憲章違反行為と野球部への措置(大学・高校共通)の運用内規

| 基本的な考え方 | 野球部への措置 「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反の程度に応じて、 ①「対外試合禁止」、 ②野球部に対する「注意・厳重注意」、 ③野球部に対する不措置、 のいずれかを選択する。 | 「対外試合禁止」 「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められ、野球部に対して対外試合禁止の決定を相当とする場合。 | 「注意・厳重注意」 「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められるが、野球部に対して、対外試合禁止の決定をする必要までは認めないが、「注意・厳重注意」を相当とする場合。 | 処分、注意・厳重注意ともなし 「部員の憲章違反行為」について、当該部員が所属する野球部が、「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められない、または、義務違反が「注意・厳重注意」を必要としない程度に軽微な場合。 |
|---|--|---|--|--|
| | 基本的な判断基準 | 下記の(1)~(3)のいずれかに該当した場合、「対外試合禁止」とする。ただし、特段の事情が存する場合には、「対外試合禁止」としない。 | 下記の(1)~(3)のいずれかに該当した場合、「注意・厳重注意」とする。ただし、特段の事情が存する場合には、「注意・厳重注意」としない。 | |
| (1) 違反行為の部員数 違反行為の部員数の考え方⇒ | | (1) 違反行為の部員数①または② ① 部員数が10名以上 ② 部員総数の50%以上 | (1) 違反行為の部員数①または② ① 部員数が4名以上 ② 部員総数の20%以上 | |
| (2) 違反行為の場所 部員数に加えて、野球部が管理する場所で憲章違反行為が行われるという点でも、野球部について「部員の憲章違反行為を防ぐことができなかった」という憲章遵守義務違反が認められる場合 | | (2) 違反行為の場所 校舎、部室、寮など学校または野球部が管理する場所において、憲章違反行為が行われた場合は、(1)の人数基準に満たない場合でも、場所的要因を加味して、「対外試合禁止」とすることができる。 | (2) 違反行為の場所 校舎、部室、寮など学校または野球部が管理する場所において、憲章違反行為が行われた場合は、(1)の人数基準に満たない場合でも、場所的要因を加味して、「注意・厳重注意」とすることができる。 | |
| (3) 特段の事情 特段の事情を考慮すると野球部の憲章義務違反が認められる場合 | | (3) 特段の事情 (1)、(2)の基準と同等に判断すべき事情がある場合は、(1)の人数基準に満たない場合でも、場所的要因及び特段の事情を加味して、「対外試合禁止」とすることができる。 | (3) 特段の事情 (1)、(2)の基準と同等に判断すべき事情がある場合は、(1)の人数基準に満たない場合でも、場所的要因及び特段の事情を加味して、「注意・厳重注意」とすることができる。 | |